

## 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行にあたって

本日より、医薬品の販売規制に関する薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律が施行されます。本法律の施行をもって、平成 25 年 1 月の最高裁判所判決以来、無法状態下にあった一般用医薬品のインターネット等販売に一定のルールが定められました。

また、「要指導医薬品」が新設され、薬剤師による「対面販売と情報提供」、並びに「薬学的知見に基づいた指導」の明確化などの改正も併せて図られ、医薬品供給に対する薬剤師の責任が一層明確化されたと解しております。

医薬品は有効性ととともに副作用というリスクを有しており、また、他の医薬品との飲み合わせ等について薬剤師等の的確な指導のもとに使用されることが重要です。今回の法改正において薬局・薬剤師に求められる事項は、医薬品販売における安全性の確保と適正使用について、薬剤師がその職能を発揮するための具体的な行動が示されています。

日本薬剤師会では、今後も要指導医薬品や一般用医薬品等の適正な供給に努めるべく会員への周知徹底を行うとともに、国民が安心して医薬品を使用できる体制の構築を図っていきます。さらに、本法改正を実効あるものとするべく、国民や会員へ法改正の周知を図ってまいり所存であります。

平成 26 年 6 月 12 日

公益社団法人 日本薬剤師会  
会長 児玉 孝